

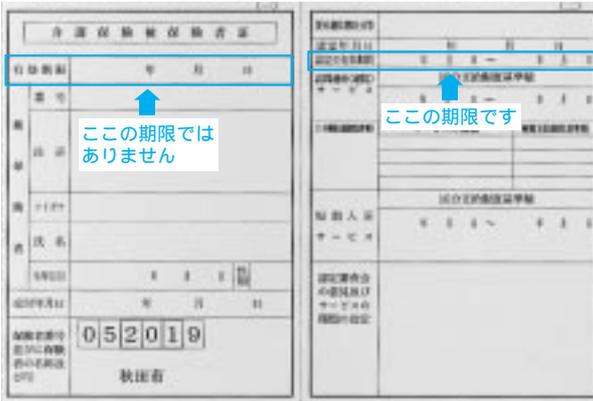
介護保険からお知らせ

介護保険課 ☎(866)2069

あなたの認定の有効期限はいつまで？

6月30日まで有効のかたは、5月になったら更新申請を

介護保険の要介護認定を受けたかたには、認定の有効期限などが書かれた介護保険の被保険者証をお送りして



「被保険者証の有効期限」と「認定の有効期限」は異なります。「認定の有効期限」をお確かめください。

ます。あなたの有効期限はいつまでになつていくか、ご存じですか。

認定の有効期限は通常6か月ですが、今年3月までに申請したかたを全員6か月にすると、更新時期が集中し更新作業が混雑してしまいます。

そこで今回の認定に限り、有効期間をずらしています。一番短い有効期間は6月30日までになっています。更新の申請は有効期限の60日前からできますので、5月になったら、ケアマネジャーと相談して更新申請をしてください。

低所得世帯へ

紙おむつなどの実費を月5千円まで支給します

申請は介護保険課へどうぞ



市民税非課税世帯の要介護4または5と認定されたかたを介護している同居の家族のかたに、紙おむつ、または尿取りパット代の実費を、月額5千円まで支給します。

初回申請時に必要な書類

- (1) 申請書(介護保険課にあります)
- (2) 世帯全員の非課税証明書(市民税課で発行)、または、世帯全員の

課税の状況に関し税務部に報告を求めることへの同意書(参考様式は介護保険課にあります。印鑑が必要です)

- (3) 紙おむつ、または尿取りパットの領収書。買った際に、品目と申請者の名前が入った領収書をお店からもらってください。レシートではいけません。月ごとの支給となりますので、その月ごとに領収書をまとめ、大事に保管し、申請してください。
- (4) 介護を要するかたの被保険者証(要介護4または5の記載があるもの)

市介護保険運営協議会の委員を公募します

市では、介護保険を健全に運営していくため、「介護保険運営協議会委員12人」を設置します。介護保険について意見を述べていただく会です。この協議会の委員を、40～64歳のかたから2人、65歳以上のかたから2人、計4人公募します。

対象 秋田市に住む40歳以上のかたで、介護の経験があるかた

応募方法 介護に関する800字程度の小論文(テーマは「超高齢社会のあり方」「在宅介護をとおして感じたこと」「介護保険に期待すること」のなかから一つ)と、別紙に住所、氏名、性別、生年月日、電話、職歴、介護に関する略歴を書いて、5月31日(水)まで、〒0108560 秋田市山王1丁目1-1 秋田市役所介護保険課へ。

県民介護講座

いずれも受講無料です。

- シニアコース 5月11日(木)午前10時～午後3時。「介護する、される立場になった時」「福祉用具と福祉サービスの利用法」「車いすでの散歩」「高齢者の献立」など。
- 男性専科 5月18日(木)から9月まで月1回、午後1時～4時。「福祉用具を理解する」「男の料理教室」など。
- ペア(夫婦)コース 5月27日(土)午前10時～午後3時30分。「介護保険と公的サービス」「女性の立場から、男性の立場から」「施設見学」など。
- 家庭介護コース 6月6日(火)、13日(火)、20日(火)、27日(火)の4回、午前10時～午後3時。「楽しく食べよう」「福祉用具を試す」「痴呆を正しく理解する」など。
- 地域ケアコース 6月7日(水)、14日(水)、21日(水)、28日(水)の4回、午前10時～午後3時。「介護のありかた」「住み良い家」など。

介護専門職コース 介護の現場で働く人が対象。5月26日(金)、6月23日(金)、9月8日(金)。資料代千円。このほかホームヘルパー2級の講座も予定しています。

申し込み 県介護実習・普及センター ☎(829)2777

お年寄りと家族の悩みごとは心配ごとは

☎(829)4165

一般相談と保健・介護相談

火～日曜日 午前9時～午後4時

..... 県高齢者総合相談センター